

小型機船底びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業（しじみ貝桁漁業）	第一種共同漁業権内共第35号	6月1日から翌年3月31日まで	定めなし	5トン未満	38	北上追波漁業協同組合と共同で営む同組合に所属する組合員

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月25日から令和6年4月24日まで